

札幌市
国民健康保険運営協議会
議 題

日 時 平成 22 年 11 月 16 日 (火曜日)
午後 6 時 ~

場 所 札幌市役所 18 階 第 4 常任委員会会議室
中央区北 1 条西 2 丁目

保 険 医 療 ・ 収 納 対 策 部

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 保険医療・収納対策部長挨拶
- (3) 欠席委員の報告、議事録署名委員の選出
- (4) 議事
- (5) 質疑応答
- (6) 閉会

2 議題

番号	件 名
第1号(審議)	保険料の賦課割合の見直しについて

3 資料

第1号関連

- ・保険料の賦課割合の見直しについて

資料1

保険料の賦課割合の見直しについて

平成22年11月 保) 保険医療・収納対策部

1 前回の会議のおさらい

賦課割合見直しについての考え方

札幌市では、国保加入者の所得が長期間にわたり低下傾向にあり、医療費が増加するなか、一世帯当たりの平均保険料を一定額に抑制しても、所得低下に伴う保険料不足分を全世帯でカバーしなければならないため、保険料率の上昇が避けられず、特に賦課総額の55%に当たる所得割料率への一段の上昇圧力が強まっている。

この所得割料率の上昇によって最も影響を受ける中間所得層では、このまま平成24年度まで推移した場合、試算では医療分と支援金分を合わせた所得割料率が現在の12.49%から14%程度に達し、例えば所得200万円から300万円の世帯では年間約6~7%の保険料負担増となる見通しである。

この上昇をなるべく軽減する手段として、賦課限度額の引き上げという方法があるが、最近の相次ぐ引き上げによって高所得世帯にも負担感が高まっており、また賦課限度額引上げによる所得割料率の抑制効果も薄れてきている。

そこで、すべての加入世帯が相互に支え合う観点から、公平に負担を分かち合う調整的方策として、今後予定されている制度改革も念頭に置いて、以下のとおり平等割、均等割、所得割の各賦課割合の見直しが必要ではないか。

賦課割合の変更案

		札幌市の現行		変更案1		変更案2	
応益割	平等割	45.0%	22.5%	50.0%	25.0%	50.0%	27.5%
	均等割		22.5%		25.0%		22.5%
応能割	所得割	55.0%		50.0%		50.0%	

案1 (応益割 : 応能割を 50 : 50)

平等割と均等割を合わせた応益割の賦課割合を、現行の45%から標準的な賦課割合である50%へと増やし、逆に所得割(応能割)の賦課割合を55%から50%へと減じてはどうか。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 中間所得層の負担軽減・ 応益割と応能割の比率が施行令の基本原則に一致・ 他の政令市、道内他都市とのバランス	<ul style="list-style-type: none">・ 低所得世帯の負担増・ 多人数世帯の負担増 約 13,000 世帯、4% (4人以上世帯数)

案 2（平等割と均等割を 27.5 : 22.5）

現行、各22.5%の賦課割合としている平等割と均等割について、合わせた賦課割合を50%へ増やす場合、一番の負担増となる多人数世帯に配慮し、均等割の比率は変えずに、平等割合のみ5%分増やしてはどうか。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 応能割賦課世帯には大きな影響なし・ 多人数世帯の負担増を緩和できる	<ul style="list-style-type: none">・ 単身など少人数、低所得世帯の負担増となる

2 前回の会議での主な意見

保険料が増える世帯、減る世帯のもっと詳細な数字が必要。
低所得者と中間所得層とでは、負担増はどちらの影響が大きいのか。
税負担等を含めた、全体の負担割合や今後の人口推移を考慮すべき。
匿名で多くの具体的事例の提示が必要。
所得が高い層は税負担も大きく、変更案に賛成。
所得 80 万、子供 2 人世帯にとって増加率は重い。
増加額でみるのか、増加率でみるのかで評価が異なる。

3 添付資料

- 資料 1 加入世帯の保険料負担の増減（賦課割合を案 1 とした場合）
- 資料 2 加入世帯の保険料負担の増減（賦課割合を案 2 とした場合）
- 資料 2 平成 21 年度収入段階別収納率の状況
- 資料 3 平成 22 年度旧ただし書き方式の政令市比較
- 資料 4 - 1 賦課割合別保険料推計給与 1 人世帯（前回配布分と同じ）
- 資料 4 - 2 賦課割合別保険料推計給与 2 人世帯（前回配布分と同じ）
- 資料 4 - 3 賦課割合別保険料推計給与 4 人世帯（前回配布分と同じ）
- 資料 5 モデルケースによる保険料増減の影響

4 賦課割合見直しの検討に関するポイント・論点

世帯の保険料負担増について

低所得世帯層の負担増について

応益割賦課割合の5%増加により、所得割が賦課されない低所得世帯は、一方的な負担増となるが、

- ・低所得世帯の一方的な負担増はやむを得ないと考えるか
- ・負担増がやむを得ないとすれば、増加する金額は、それ以外の階層の世帯と比べてどこまで適当と判断されるか

多人数世帯の負担増への配慮について

均等割の賦課割合は増やさず、平等割の賦課割合のみ5%増加することによって、多人数世帯の負担増は、均等割の割合を並行的に増やすよりも抑制されることとなるが、

- ・多人数世帯を想定したこのような配慮は必要と考えるか
- ・単身世帯を除き、多人数世帯と比べて被保険者数の少ない世帯の負担増は、適当と判断されるか

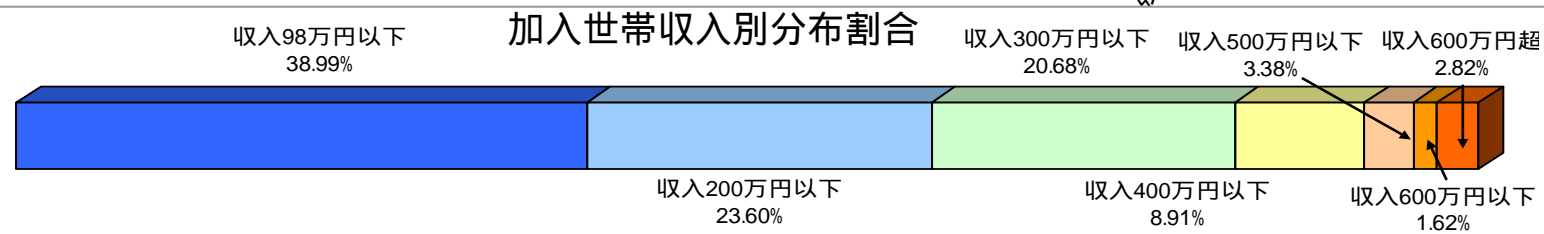
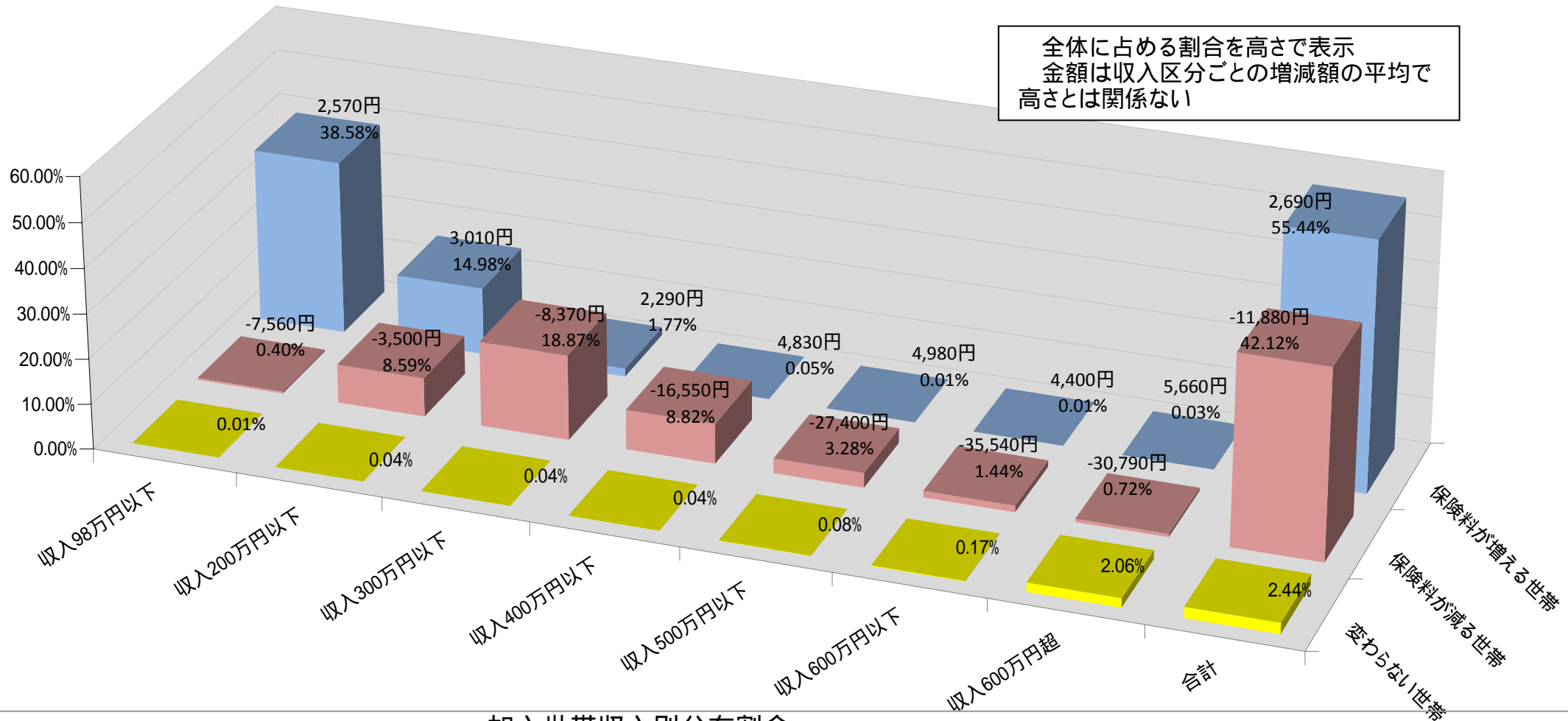
変更の実施について

賦課割合を変更するとした場合、変更の仕方によって保険料負担への影響が異なることから、

- ・変更可能な範囲内で、翌年度の世帯全体の所得状況や、賦課限度額の引き上げ等制度改正の影響なども勘案し、その都度判断しながら変更を行うべきか
- ・中間所得層のうち、指標となる世帯の保険料水準額等を予め決めておき、翌年度の保険料負担がそれを超えると見込まれるとき、変更可能な範囲内で変更を行っていくべきか
- ・変更の目標年度を決め、スケジュールに沿って、23年度から段階的に変更を行っていくべきか
- ・23年度から直ちに変更を行うべきか
- ・上記以外のその他の方法で変更を行っていくべきか

加入世帯の保険料負担の増減(賦課割合を案1とした場合)

資料1



収入区分は世帯主の収入にのみ基づいて区分しており、世帯員に収入がある場合には区分が異なって集計されていることがある。
未申告世帯・擬制世帯(世帯員のみが国保に加入している世帯)は除いている。
その他の条件については、次ページを参照

加入世帯の保険料負担の増減(賦課割合 案1)

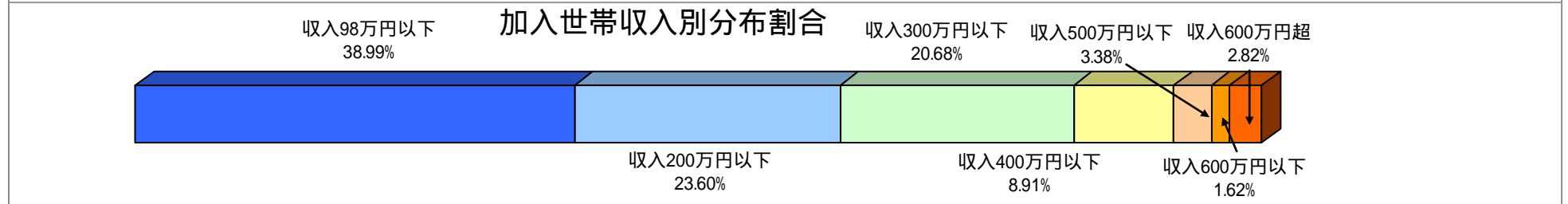
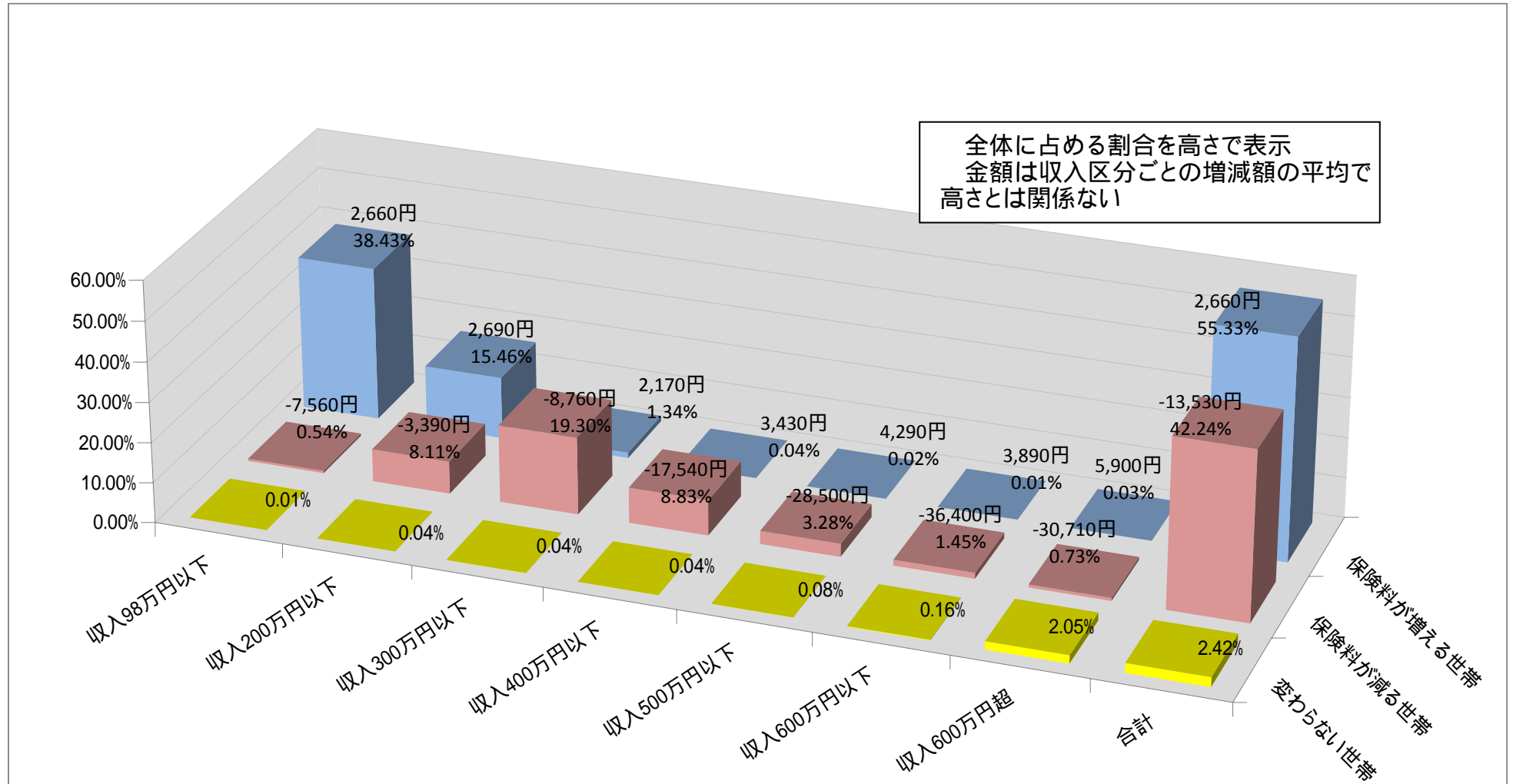
区分	保険料が増える世帯			保険料が減る世帯			変わらない世帯		計	
	世帯数	平均増額	シェア	世帯数	平均減額	シェア	世帯数	シェア	世帯数	シェア
収入98万円以下	90,953	2,570	38.6%	935	-7,560	0.4%	28	0.0%	91,916	39.0%
収入200万円以下	35,327	3,010	15.0%	20,243	-3,500	8.6%	92	0.0%	55,662	23.6%
収入300万円以下	4,182	2,290	1.8%	44,484	-8,370	18.9%	96	0.0%	48,762	20.7%
収入400万円以下	114	4,830	0.0%	20,797	-16,550	8.8%	100	0.0%	21,011	8.9%
収入500万円以下	35	4,980	0.0%	7,737	-27,400	3.3%	192	0.1%	7,964	3.4%
収入600万円以下	20	4,400	0.0%	3,400	-35,540	1.4%	397	0.2%	3,817	1.6%
収入600万円超	81	5,660	0.0%	1,709	-30,790	0.7%	4,859	2.1%	6,649	2.8%
合計	130,712	2,690	55.4%	99,305	-11,880	42.1%	5,764	2.4%	235,781	

平成24年度の現行賦課割合と案1の賦課割合(平等割:均等割:所得割=25:25:50)との保険料を比較
 平成22年5月21日(確定賦課)時点の所得データ、平成22年4月1日時点の世帯状況に基づき算出
 使用した料率等は以下のとおり、所得が年3%減少すると仮定して試算

		平等割	均等割	料率	限度額
現行	医療分	27,680	17,440	10.66%	500,000
	支援金分	8,080	5,090	3.28%	130,000
案1	医療分	30,750	19,380	9.52%	500,000
	支援金分	8,980	5,660	2.92%	130,000

給与、年金以外の収入がある場合、所得金額しか把握していないため、一律給与の所得換算式より逆算して収入金額とした。
 収入区分は世帯主の収入にのみ基づいて区分しており、世帯員に収入がある場合には区分が異なって集計されていることがある。
 未申告世帯・擬制世帯(世帯員のみが国保に加入している世帯)は除いている。

加入世帯の保険料負担の増減(賦課割合を案2とした場合)



収入区分は世帯主の収入に基づいて区分しており、世帯員に収入がある場合には区分が異なって集計されていることがある。
未申告世帯・擬制世帯(世帯主のみが国保に加入している世帯)は除いている。
その他の条件については、次ページを参照

加入世帯の保険料負担の増減(賦課割合 案2)

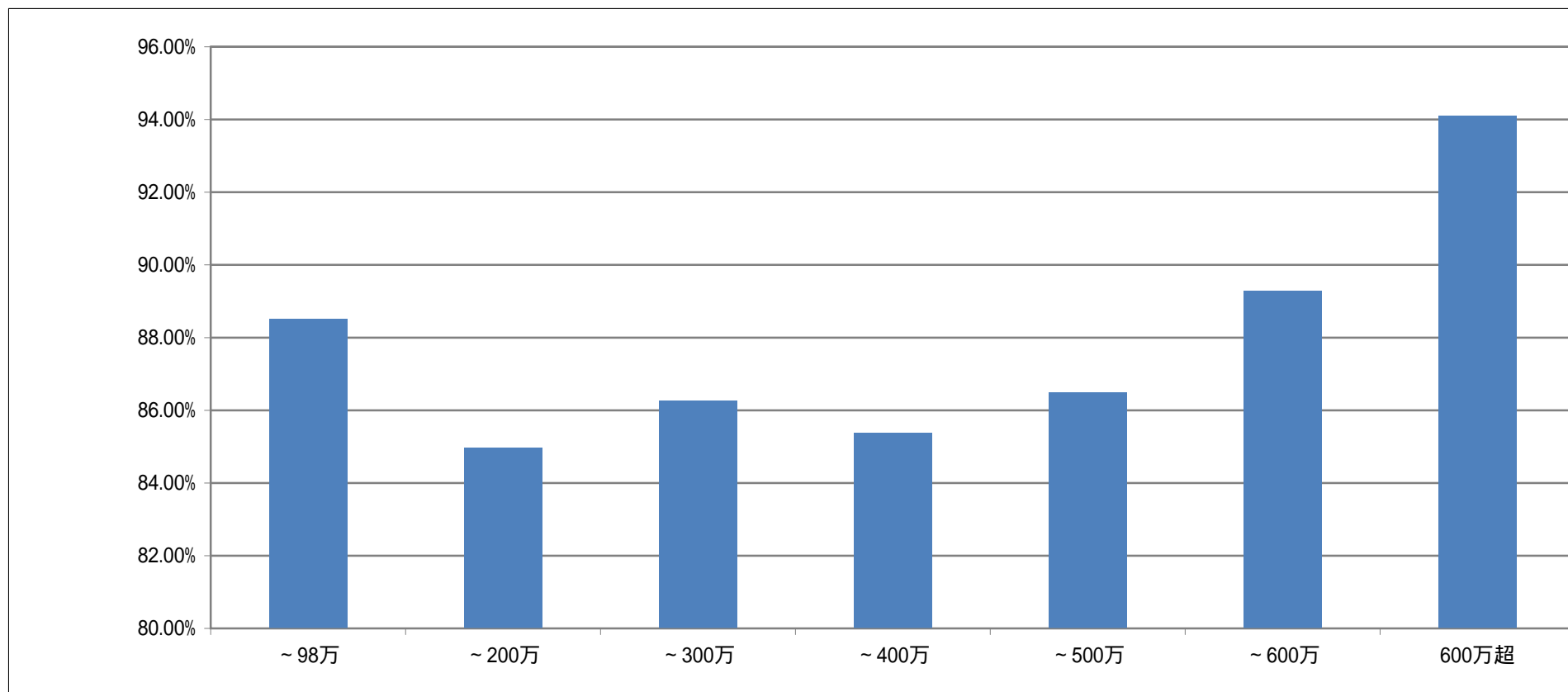
区分	保険料が増える世帯			保険料が減る世帯			変わらない世帯		計	
	世帯数	平均増額	シェア	世帯数	平均減額	シェア	世帯数	シェア	世帯数	シェア
収入98万円以下	90,612	2,660	38.4%	1,278	-7,560	0.5%	26	0.0%	91,916	39.0%
収入200万円以下	36,445	2,690	15.5%	19,131	-3,390	8.1%	86	0.0%	55,662	23.6%
収入300万円以下	3,169	2,170	1.3%	45,501	-8,760	19.3%	92	0.0%	48,762	20.7%
収入400万円以下	101	3,430	0.0%	20,813	-17,540	8.8%	97	0.0%	21,011	8.9%
収入500万円以下	36	4,290	0.0%	7,742	-28,500	3.3%	186	0.1%	7,964	3.4%
収入600万円以下	21	3,890	0.0%	3,413	-36,400	1.4%	383	0.2%	3,817	1.6%
収入600万円超	82	5,900	0.0%	1,727	-30,710	0.7%	4,840	2.1%	6,649	2.8%
合計	130,466	2,660	55.3%	99,605	-12,410	42.2%	5,710	2.4%	235,781	

平成24年度の現行賦課割合と案1の賦課割合(平等割:均等割:所得割=27.5:22.5:50)との保険料を比較
 平成22年5月21日(確定賦課)時点の所得データ、平成22年4月1日時点の世帯状況に基づき算出
 使用した料率等は以下のとおり、所得が年3%減少すると仮定して試算

		平等割	均等割	料率	限度額
現行	医療分	27,680	17,440	10.66%	500,000
	支援金分	8,080	5,090	3.28%	130,000
案2	医療分	30,750	19,380	9.52%	500,000
	支援金分	8,980	5,660	2.92%	130,000

給与、年金以外の収入がある場合、所得金額しか把握していないため、一律給与の所得換算式より逆算して収入金額とした。
 収入区分は世帯主の収入にのみ基づいて区分しており、世帯員に収入がある場合には区分が異なって集計されていることがある。
 未申告世帯・擬制世帯(世帯員のみが国保に加入している世帯)は除いている。

平成21年度収入段階別収納率の状況



収入	~ 98万	~ 200万	~ 300万	~ 400万	~ 500万	~ 600万	600万超
世帯数	119,244	74,450	54,982	31,001	13,228	6,547	14,421
滞納有り世帯数	15,376	15,771	11,094	6,261	2,738	1,138	1,476
現年賦課 (不現住除く) (千円)	2,273,743	6,763,885	9,497,331	6,924,983	4,050,566	2,497,137	6,661,648
現年収納総額 (千円)	2,012,633	5,747,384	8,192,081	5,911,211	3,502,998	2,229,596	6,268,979
収納率 (%)	88.52	84.97	86.26	85.36	86.48	89.29	94.11

年金所得・営業所得等の給与以外の所得も、一律給与の所得換算式により逆算して収入金額とした。
未申告世帯は除いている。

平成22年度旧ただし書き方式の政令指定都市比較

資料4

順位	都市名	応益割 (%)
1	さいたま	37.20
2	千葉	38.50
3	札幌	45.00
4	相模原	45.22
5	静岡	47.00
6	福岡	48.11
7	新潟	48.27
8	京都	50.00
9	岡山	50.00
10	堺	51.00
11	北九州	53.00
12	大阪	54.00

順位	都市名	平均所得 (調交ベース、円)
1	相模原	1,636,484
2	さいたま	1,565,377
3	静岡	1,427,636
4	千葉	1,403,145
5	新潟	1,083,330
6	堺	1,071,642
7	岡山	1,071,638
8	京都	1,046,850
9	福岡	1,035,112
10	大阪	942,543
11	札幌	862,292
12	北九州	801,084

順位	都市名	単身世帯最低保険料 (円)
1	さいたま	10,980
2	千葉	12,560
3	静岡	16,110
4	北九州	16,590
5	相模原	17,100
6	札幌	17,240
7	新潟	17,370
8	京都	18,050
9	福岡	18,580
10	岡山	19,000
11	大阪	21,210
12	堺	22,780

順位	都市名	2人世帯最低保険料 (円)
1	千葉	17,960
2	さいたま	21,960
3	北九州	23,760
4	札幌	23,800
5	新潟	25,200
6	静岡	25,260
7	相模原	27,000
8	福岡	27,200
9	京都	28,470
10	大阪	28,970
11	岡山	29,580
12	堺	32,320

順位	都市名	所得割料率 (%)
1	相模原	6.35
2	千葉	7.70
3	静岡	7.70
4	北九州	9.00
5	さいたま	9.39
6	新潟	9.80
7	岡山	9.80
8	大阪	10.50
9	京都	10.84
10	堺	11.82
11	福岡	11.98
12	札幌	12.49

区分	医療分賦課割合 (%)				賦課限度額 (円)	医療+支援分保険料率			世帯平均		
	応能割 (所得割)	応益割	均等割	平等割		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	保険料 (円)	所得 (調交ベース) (円)	
政令指定都市	札幌	55.00	45.00	22.50	22.50	630,000	12.49	21,840	35,660	136,345	862,292
	さいたま	62.80	37.20	37.20		630,000	9.39	36,600		176,617	1,565,377
	千葉	61.50	38.50	21.90	16.60	630,000	7.70	18,000	23,880	146,046	1,403,145
	相模原	54.78	45.22	31.48	13.74	630,000	6.35	33,000	24,000	168,107	1,636,484
	新潟	51.73	48.27	28.32	19.95	630,000	9.80	26,100	31,800	157,635	1,083,330
	静岡	53.00	47.00	34.00	13.00	630,000	7.70	30,500	23,200	165,710	1,427,636
	京都	50.00	50.00	35.00	15.00	630,000	10.84	34,710	25,490	142,108	1,046,850
	大阪	46.00	54.00	27.00	27.00	630,000	10.50	25,872	44,864	141,267	942,543
	堺	49.00	51.00	29.00	22.00	590,000	11.82	31,800	44,160	178,839	1,071,642
	岡山	50.00	50.00	35.00	15.00	630,000	9.80	35,280	28,080	163,327	1,071,638
	北九州	47.00	53.00	30.00	23.00	590,000	9.00	23,870	31,490	121,489	801,084
	福岡	51.89	48.11	28.64	19.47	630,000	11.98	28,735	33,217	148,477	1,035,112

本表は旧ただし書き方式を採用している保険者のみ抜粋。

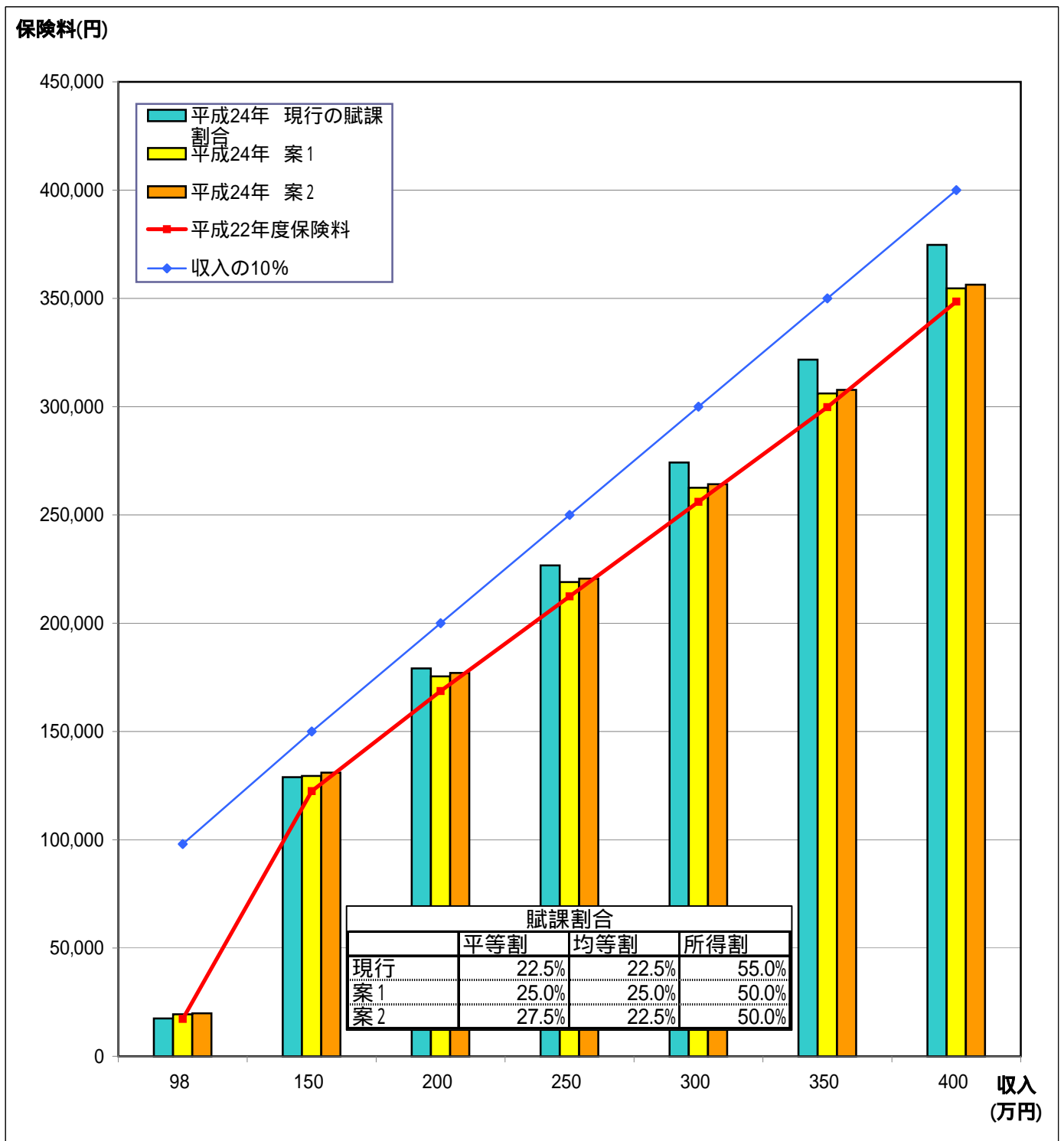
本表中、世帯平均保険料は平成21年度決算、世帯平均所得は平成20年中の所得である。

旧ただし書き方式以外を採用している政令市のうち、仙台市、横浜市、浜松市、名古屋市、広島市は賦課割合が50:50となっている。

福岡市は条例上は50:50

平成24年度賦課割合別保険料推計 (給与1人世帯 医療分+支援金分)

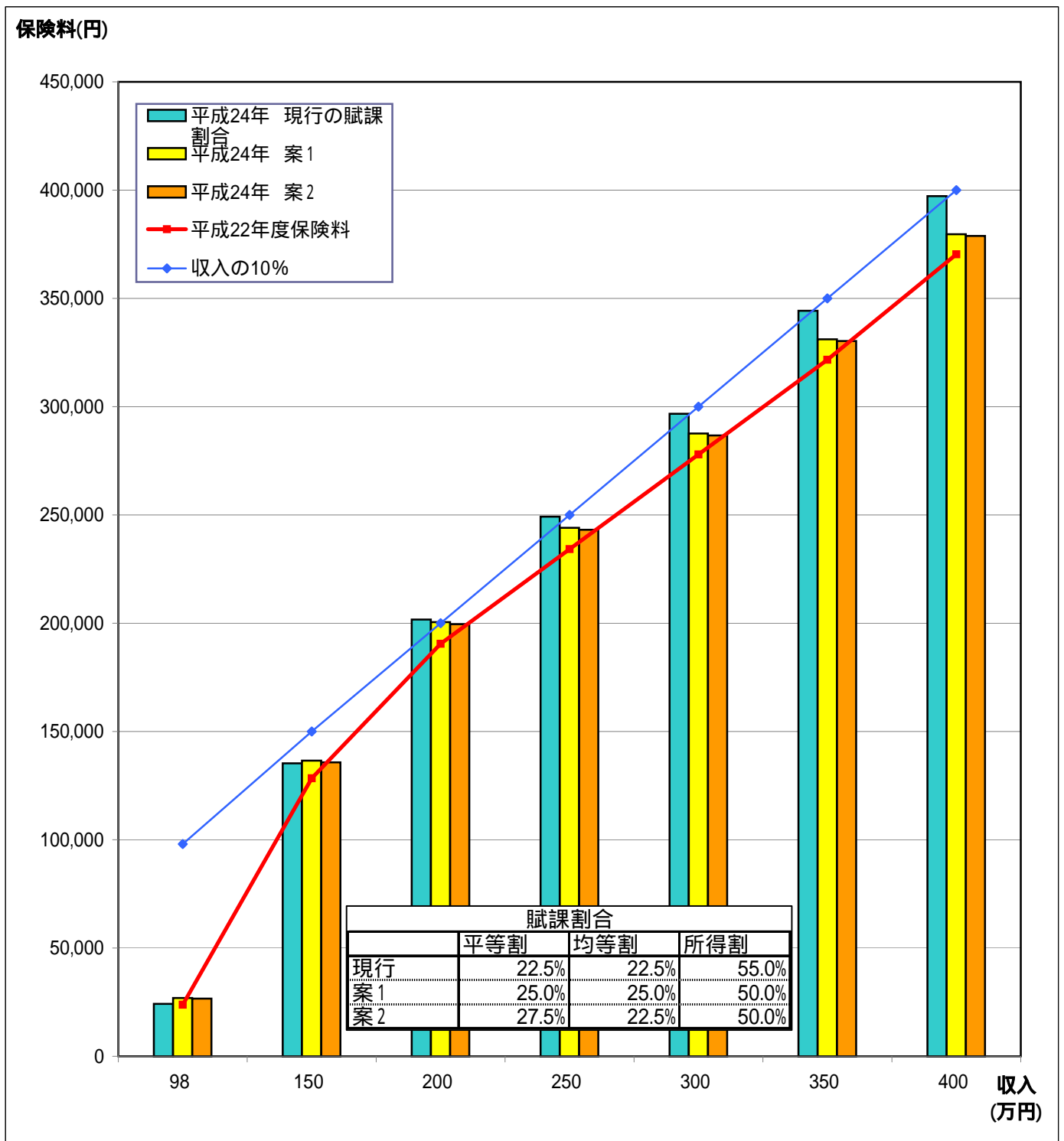
資料5-1



	98	150	200	250	300	350	400
平成22年度保険料	17,240	122,440	168,650	212,370	256,080	299,800	348,510
平成24年 現行賦課割合	17,480	128,900	179,140	226,670	274,200	321,730	374,690
22年との差額	240	6,460	10,490	14,300	18,120	21,930	26,180
増加率	1.39%	5.28%	6.22%	6.73%	7.08%	7.31%	7.51%
平成24年 案1	19,420	129,450	175,470	219,010	262,550	306,090	354,610
22年との差額	2,180	7,010	6,820	6,640	6,470	6,290	6,100
増加率	12.65%	5.73%	4.04%	3.13%	2.53%	2.10%	1.75%
平成24年 案2	19,870	130,970	177,030	220,610	264,180	307,760	356,310
22年との差額	2,630	8,530	8,380	8,240	8,100	7,960	7,800
増加率	15.26%	6.97%	4.97%	3.88%	3.16%	2.66%	2.24%

平成24年度賦課割合別保険料推計 (給与2人世帯 医療分+支援金分)

資料5-2

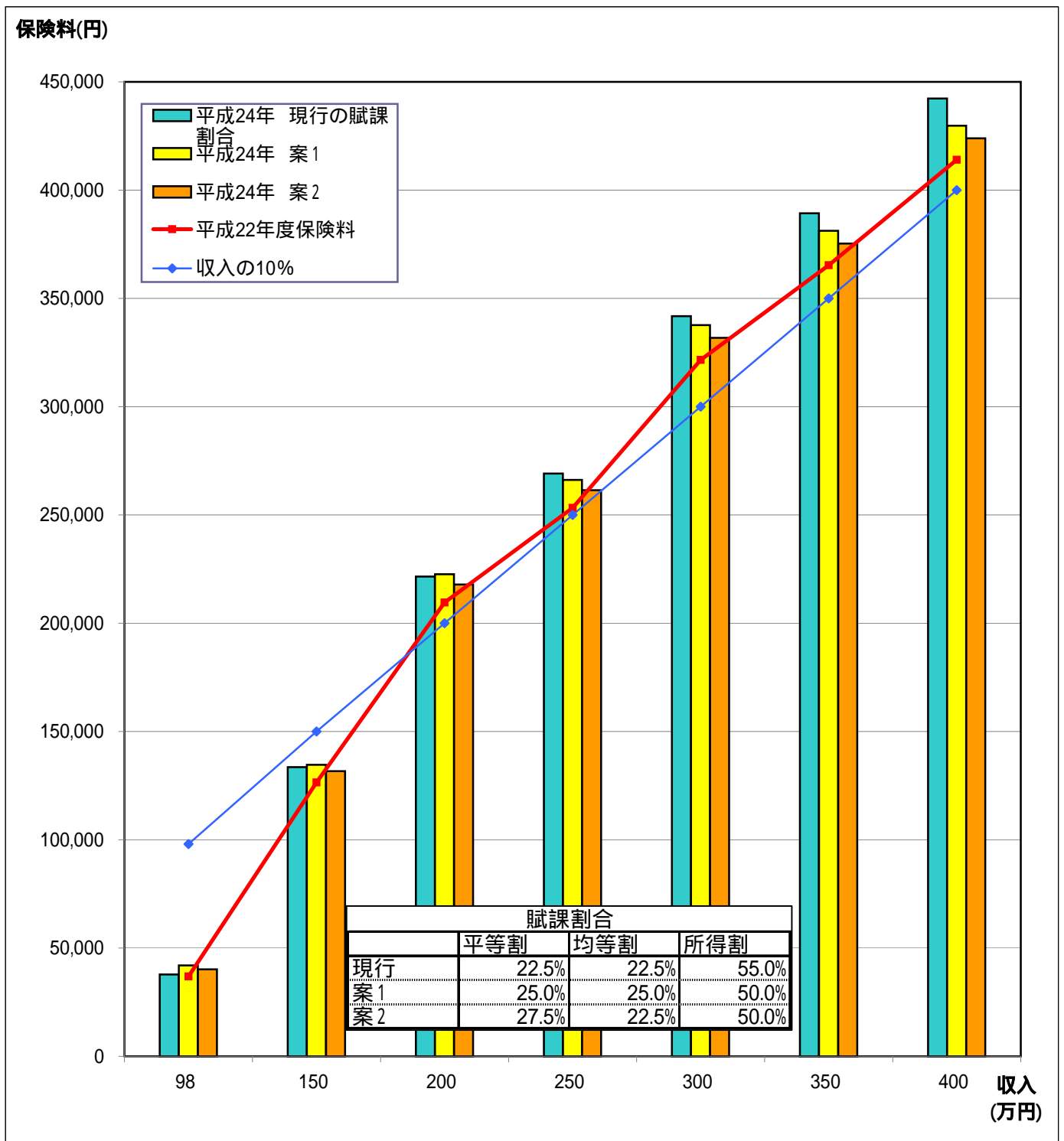


	98	150	200	250	300	350	400
平成22年度保険料	23,800	128,410	190,490	234,210	277,920	321,640	370,350
平成24年 現行賦課割合	24,230	135,270	201,670	249,200	296,730	344,260	397,220
22年との差額	430	6,860	11,180	14,990	18,810	22,620	26,870
増加率	1.81%	5.34%	5.87%	6.40%	6.77%	7.03%	7.26%
平成24年 案1	26,940	136,530	200,510	244,050	287,590	331,130	379,650
22年との差額	3,140	8,120	10,020	9,840	9,670	9,490	9,300
増加率	13.19%	6.32%	5.26%	4.20%	3.48%	2.95%	2.51%
平成24年 案2	26,620	135,750	199,560	243,140	286,710	330,290	378,840
22年との差額	2,820	7,340	9,070	8,930	8,790	8,650	8,490
増加率	11.85%	5.72%	4.76%	3.81%	3.16%	2.69%	2.29%

2人世帯で1人にのみ給与収入があった場合

平成24年度賦課割合別保険料推計 (給与4人世帯 医療分+支援金分)

資料5-3



	98	150	200	250	300	350	400
平成22年度保険料	36,900	126,450	209,570	253,290	321,600	365,320	414,030
平成24年 現行賦課割合	37,760	133,550	221,560	269,090	341,790	389,320	442,280
22年との差額	860	7,100	11,990	15,800	20,190	24,000	28,250
増加率	2.33%	5.61%	5.72%	6.24%	6.28%	6.57%	6.82%
平成24年 案1	41,960	134,620	222,620	266,160	337,670	381,210	429,730
22年との差額	5,060	8,170	13,050	12,870	16,070	15,890	15,700
増加率	13.71%	6.46%	6.23%	5.08%	5.00%	4.35%	3.79%
平成24年 案2	40,140	131,650	217,860	261,440	331,770	375,350	423,900
22年との差額	3,240	5,200	8,290	8,150	10,170	10,030	9,870
増加率	8.78%	4.11%	3.96%	3.22%	3.16%	2.75%	2.38%

4人世帯で1人にのみ給与収入があった場合

モデルケースによる賦課割合変更に伴う保険料増減の影響

ケース1

1人世帯。生計は、数年前亡くなった夫の月額20万円の遺族年金と、預貯金で生活。

遺族年金・預貯金は保険料計算の所得に含まない

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	1,460		0.73%
平成24年 案1	1,620	160	0.81%
平成24年 案2	1,660	200	0.83%
保険料軽減該当・非該当	7割軽減該当		
住民税額	0		

ケース2

地方から大学進学のため、札幌に上京。昨年卒業したが、就職先が見つからず、現在は月7万円のアルバイトと親からの仕送り3万円で生活。

仕送りは保険料計算の所得に含まない

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	1,460		1.46%
平成24年 案1	1,620	160	1.62%
平成24年 案2	1,660	200	1.66%
保険料軽減該当・非該当	7割軽減該当		
住民税額	0		

ケース3

本人、妻、子2人の4人世帯。本人が3年前にリストラに遭い、現在は、本人、妻共に月8万円のパート収入と預貯金で生活。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	3,150		1.69%
平成24年 案1	3,500	350	1.88%
平成24年 案2	3,350	200	1.80%
保険料軽減該当・非該当	7割軽減該当		
住民税額	0		

ケース4

本人、妻の2人世帯。長年勤めていた会社を退職し、飲食店を2年前から始める。客足が伸びずに収入減少。さらに設備投資で経費がかさみ、事業所得はマイナス。預貯金で生活。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	2,020		
平成24年 案1	2,250	230	
平成24年 案2	2,220	200	
保険料軽減該当・非該当	7割軽減該当		
住民税額	0		

平成24年度の想定保険料で、医療分と支援金分のみ試算であり、介護分は含まれていない。
 住民税はモデルケースを使用したもので計算しており、控除額によって実際の住民税額は、違ってくる。
 月額は、年額を12で割り、10円未満を切り上げている。
 年金受給者は65歳以上としている。
 子のいる世帯は、子ども手当(保険料算定には含まず)が1人あたり月1.3万円支給されものとし、負担率算出時には加算して計算している
 住民税額は世帯の税額を合計したもの。

モデルケースによる賦課割合変更に伴う保険料増減の影響

ケース5

本人、妻の2人世帯。本人の月15万円の年金収入と、退職金2,000万円の預貯金で生活。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	6,510		4.34%
平成24年 案1	6,540	30	4.36%
平成24年 案2	6,500	-10	4.33%
保険料軽減該当・非該当	5割軽減該当		
住民税額	0		

ケース6

本人、子2人の3人世帯で母子家庭。本人の月12万円の給与収入と児童扶養手当5.2万円、子ども手当2.6万円で生活。

児童扶養手当は保険料計算の所得に含まない

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	10,740		5.42%
平成24年 案1	10,760	20	5.43%
平成24年 案2	10,690	-50	5.40%
保険料軽減該当・非該当	2割軽減該当		
住民税額	0		

負担率算出時は児童扶養手当を含む

ケース7

1人世帯。契約社員で社会保険は適用になっていない。月11万円の収入で生活。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	7,840		7.13%
平成24年 案1	7,850	10	7.14%
平成24年 案2	7,950	110	7.23%
保険料軽減該当・非該当	2割軽減該当		
住民税額	890		

ケース8

本人・妻の2人世帯。昨年リストラに遭い国保に加入。昨年の給与収入は、年額480万円。現在は預貯金と雇用保険月4.8万円で生活。

非自発的失業の保険料軽減を適用し、給与所得を30/100にして保険料を計算

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	13,060		27.21%
平成24年 案1	12,830	-230	26.73%
平成24年 案2	12,770	-290	26.60%
保険料軽減該当・非該当	2割軽減該当		
住民税額	16,770		

負担率算出時は雇用保険で算出

平成24年度の想定保険料で、医療分と支援金分のみ試算であり、介護分は含まれていない。
 住民税はモデルケースを使用したもので計算しており、控除額によって実際の住民税額は、違ってくる。
 月額は、年額を12で割り、10円未満を切り上げている。
 年金受給者は65歳以上としている。
 子のいる世帯は、子ども手当(保険料算定には含まず)が1人あたり月1.3万円支給されものとし、負担率算出時には加算して計算している
 住民税額は世帯の税額を合計したものの。

モデルケースによる賦課割合変更に伴う保険料増減の影響

ケース9

本人、妻、子の3人世帯。夫婦で金属部品工場を経営しているが、近年の不景気により業績が悪化。本人の事業所得は30万円、妻には月8万円の給与を払っている。

事業所得を給与収入に換算すると年額95万円

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	6,890		4.00%
平成24年 案1	7,660	770	4.45%
平成24年 案2	7,420	530	4.31%
保険料軽減該当・非該当	2割軽減該当		
住民税額	0		

ケース10

本人、妻の2人世帯。収入は本人の月20万円の年金のみ。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	16,850		8.43%
平成24年 案1	16,510	-340	8.26%
平成24年 案2	16,430	-420	8.22%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	3,210		

ケース11

1人世帯。社会保険適用とならない会社に勤務。月20万円の収入。ボーナスはなし。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	18,450		9.23%
平成24年 案1	17,530	-920	8.77%
平成24年 案2	17,660	-790	8.83%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	7,260		

ケース12

本人・妻の2人世帯。本人は理髪店を営し、昨年の事業所得は200万円。妻は月5万円のパート収入。

事業所得を給与収入に換算すると年額約310万円

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	26,140		8.48%
平成24年 案1	24,800	-1,340	8.04%
平成24年 案2	24,730	-1,410	8.02%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	8,270		

平成24年度の想定保険料で、医療分と支援金分のみ試算であり、介護分は含まれていない。
 住民税はモデルケースを使用したもので計算しており、控除額によって実際の住民税額は、違ってくる。
 月額、年額を12で割り、10円未満を切り上げている。
 年金受給者は65歳以上としている。
 子のいる世帯は、子ども手当(保険料算定には含まず)が1人あたり月1.3万円支給されものとし、負担率算出時には加算して計算している
 住民税額は世帯の税額を合計したもの。

モデルケースによる賦課割合変更に伴う保険料増減の影響

ケース13

本人、妻の2人世帯。収入は本人が月22万円、妻が月15万円の年金のみ。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	22,770		6.15%
平成24年 案1	21,790	-980	5.89%
平成24年 案2	21,720	-1,050	5.87%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	9,510		

ケース14

本人、妻、子2人の4人世帯。収入は本人の月25万円の給与収入。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	28,960		10.49%
平成24年 案1	28,140	-820	10.20%
平成24年 案2	27,650	-1,310	10.02%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	670		

ケース15

本人、妻、子2人(いずれも高校生で子ども手当の支給対象外)の2人世帯。収入は本人の月35万円の給与収入。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	39,420		11.26%
平成24年 案1	37,470	-1,950	10.71%
平成24年 案2	36,990	-2,430	10.57%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	7,090		

ケース16

本人、妻、子3人(うち2人は大学生、高校生で子ども手当の支給対象外)の5人世帯。収入は本人の月40万円の給与収入。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	45,000		11.21%
平成24年 案1	42,450	-2,550	10.58%
平成24年 案2	41,970	-3,030	10.46%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	10,800		

平成24年度の想定保険料で、医療分と支援金分のみ試算であり、介護分は含まれていない。
 住民税はモデルケースを使用したもので計算しており、控除額によって実際の住民税額は、違ってくる。
 月額は、年額を12で割り、10円未満を切り上げている。
 年金受給者は65歳以上としている。
 子のいる世帯は、子ども手当(保険料算定には含まず)が1人あたり月1.3万円支給されものとし、負担率算出時には加算して計算している
 住民税額は世帯の税額を合計したもの。

モデルケースによる賦課割合変更に伴う保険料増減の影響

ケース17

本人、妻、子2人の4人世帯。収入は世帯主の月50万円の給与収入のみ。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	46,790		8.90%
平成24年 案1	44,540	-2,250	8.47%
平成24年 案2	43,850	-2,940	8.34%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	7,840		

ケース18

1人世帯。経常的な収入は、月15万円の障害年金。昨年は、所有していた土地を売り、譲渡所得を1,500万円得る。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	52,500		35.00%
平成24年 案1	52,500	0	35.00%
平成24年 案2	52,500	0	35.00%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	90,960		

ケース19

本人・妻の2人世帯。定年退職により4月に退職。任意継続制度を知らなかったため、手続き可能な期間が経過。国保にしか加入できなくなってしまった。昨年の給与収入は、年額680万円。

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	52,500		
平成24年 案1	52,500	0	
平成24年 案2	52,500	0	
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	29,420		

ケース20

本人・妻の2人世帯。夫婦でお土産店を経営。昨年は、海外観光客が増え事業所得も急増。本人の事業所得は500万円、妻に月20万円の給与を払っている。

事業所得を給与収入に換算すると年額約680万円

	月額(円)	現行賦課割合との差額(円)	月収に対する負担率
平成24年 現行賦課割合	52,500		6.85%
平成24年 案1	52,500	0	6.85%
平成24年 案2	52,500	0	6.85%
保険料軽減該当・非該当	軽減非該当		
住民税額	29,980		

平成24年度の想定保険料で、医療分と支援金分のみ試算であり、介護分は含まれていない。
 住民税はモデルケースを使用したもので計算しており、控除額によって実際の住民税額は、違ってくる。
 月額は、年額を12で割り、10円未満を切り上げている。
 年金受給者は65歳以上としている。
 子のいる世帯は、子ども手当(保険料算定には含まず)が1人あたり月1.3万円支給されものとし、負担率算出時には加算して計算している
 住民税額は世帯の税額を合計したもの。